

クラブ会則

- 第1条 名称は、「あさひ無線愛好会」と称す。(以下、本クラブと称す)
- 第2条 本クラブの事務局は、会長の別途指定する場所に置く。
- 第3条 横浜市旭区内及びその周辺のアマチュア無線局の親睦と無線技術の向上を図ることを目的とする。
- 第4条 本クラブは、第3条の目的を達成するため次の事項を行う。
(1)アマチュア無線局の設置と運用
(2)アマチュア無線についての調査及び研究
(3)その他、目標達成に必要な事項
- 第5条 会員は、アマチュア無線設備の操作を行うことが出来る無線従事者の資格を有し、年額会費を納めることにより会員資格を有する。
- 第6条 会員は、次の場合に資格を失う。
(1)死亡した時。
(2)退会した時。
(3)会費滞納で役員会に於いて承認された時。
(4)その他、役員会により、会員として不適格と認められた時。
- 第7条 本クラブに次の役員を置く。
会長 1名
役員 若干名
- 第8条 役員を選出は次の通りとする。
会長は、会員の中から選出する。
役員は、会長が任命する。
- 第9条 役員任期は、2年とし、再任は妨げない。
- 第10条 役員役割は次の通りとする。
会長は、本クラブを代表し、業務を統括する。
役員は、会長を補佐し決められた業務を執行する。
- 第11条 会議は会長が招集し、本クラブの業務の執行に必要な事項を定める。
- 第12条 総会は、通常総会と臨時総会とする。
(1)通常総会は、毎年1回会長が招集する。
(2)臨時総会は、役員会の決定により、必要と認められた時招集する。
- 第13条 総会、会議の議決は、出席者の過半数をもって行い、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
- 第14条 総会に付議する事項は、次の通りとする。
(1)事業計画、予算、決算
(2)会則の変更
(3)会費、重要な財産の得喪
(4)解散
- 第15条 本クラブの資産は、寄付財産、会費、寄付金、その他の収入とする。
- 第16条 本クラブの年会費1,000円とし、入会金1,000円とする。
- 第17条 本クラブの会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 第18条 会長は、役員または構成員に変更があった時、速やかに監督官庁に届け出る。
- 第19条 会則に定めない事項については、その都度、会議にて定める。

本会則は、平成21年3月 1日より実施する。

(2版)平成27年6月14日 1条・12条・16条 改訂